

## 事業系一般廃棄物

# 処理手数料 変更の御案内

令和6年  
**8/1**  
(木)より

沼上清掃工場・西ヶ谷清掃工場で処理する場合  
(直接清掃工場へ搬入する場合)

**旧** 100kgあたり

**1,100 円**

(以降10kg増すごとに110円加算)

**新** 100kgあたり

**1,500 円**

(以降10kg増すごとに150円加算)

## 事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴うごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律で定められています。事業所から出るごみのうち、産業廃棄物以外のものが事業系一般廃棄物です。

厨芥類 (生ごみ)

紙くず類

木くず類

繊維くず類

プラスチック類

金属

ガラス・陶磁器

廃油類



産業廃棄物



注意

「プラスチック類」等は、事業系一般廃棄物として処理はできません。産業廃棄物として、専門業者に処理を委託してください。



注意

「事業活動に伴うごみ」を「家庭ごみ袋」に入れて排出することはできません！ルールに従って適正に排出してください。

# 「事業系ごみ」正しく処理できていますか？

事業活動に伴って排出されるごみは、一般家庭から出るごみとは処理方法が異なります。

事業活動に伴うごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律で定められています。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法律で定める20種類のもの。

### 主な例

- プラスチック製品  
ペットボトル、PPバンド、発泡スチロールなどの梱包材、化学繊維 等
- 金属  
飲料用の缶、スプレー缶、金属製の机や棚 等
- ガラス、陶磁器  
飲料用のびん、茶碗、蛍光灯、電球 等
- 廃油類  
天ぷら油、鋳物油 等

## 専門業者に委託

静岡県知事又は静岡市長が許可した「産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者」へ委託してください。

▼ 静岡市内の産業廃棄物処理業許可業者

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7948/s004064.html>



# 事業系一般廃棄物

事業所から出るごみのうち、産業廃棄物以外のもの

- 厨芥類(生ごみ、残飯)
- 木くず類(雑草、落ち葉、剪定枝)
- 紙くず類(汚れた紙、シュレッダーごみ)
- 繊維くず類(布切れ、雑巾)

※リサイクル可能な紙類は、リサイクルへ回しましょう

## 注意

一般廃棄物と間違われやすい産業廃棄物  
ペットボトルやPPバンド、発泡スチロールなどの梱包材は  
専門業者に処理を依頼してください。

## 【処理方法】①専門業者に委託

静岡市長が許可した「静岡市一般廃棄物収集運搬業許可業者」へ委託してください。

### ▼ 静岡市内の一般廃棄物処理業許可業者

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s000810.html>



## 【処理方法】②清掃工場に自ら搬入

※搬入に際しては、事前に清掃工場へご相談ください。

- ◆受付時間 (月～金) 8:30～12:00 13:00～16:00  
(土曜日) 8:30～12:00

- ◆問い合わせ 西ヶ谷清掃工場(葵区西ヶ谷553) ☎ 054-296-0054  
沼上清掃工場 (葵区南沼上1224) ☎ 054-262-4015

## 【処理方法】③事業所用ごみ袋を利用

事業所用ごみ袋を利用して排出する場合は下記へお問い合わせください。

- ◆市の指定袋を利用する場合(葵区・駿河区)  
(一財)静岡市環境公社 ☎054-278-8161

- ◆専門業者の指定袋を利用する場合  
静岡一般廃棄物処理業協同組合 ☎054-251-7760  
清水一般廃棄物処理業協同組合 ☎054-336-8684

# 事業ごみ処理手数料改定 Q&A

Q. 民間の一廃廃棄物処理業者へ処理を委託している場合も、料金が変わりますか。

A. 市の処理手数料が引き上げされることに伴い、民間の一般廃棄物処理業者の契約料金、手数料などにも影響が及びます。  
民間の処理事業者は、お客様から収集した一般廃棄物を市の清掃工場へ持ち込み、処理手数料を市へ支払っています。民間の処理事業者に処理を委託している場合には、契約している処理業者へお問い合わせください。

Q. なぜ料金改定をするのですか？

A. 静岡市では、令和4年度に清掃工場に持ち込まれたごみ100kg当たり2,626円の費用をかけて処理をしています。  
これに対し、現在は100kgあたり1,100円の料金設定となっており、手数料と処理原価の価格差が大きくなっていることから、この度、処理手数料を改定することとしました。

Q. 事業系ごみの出し方について詳しく知りたい

A. 詳しい内容は静岡市HPでご確認いただけます。

▼ 事業系ごみの出し方

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7948/s004045.html>



▲事業系ごみの出し方

問い合わせ

静岡市 環境局 ごみ減量推進課

TEL : 054-221-1075 (平日 8:30~17:15) FAX : 054-221-1076

MAIL : [gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp](mailto:gomigenryou@city.shizuoka.lg.jp)